

事務折衝「通勤手当における経路認定について」(2/10)

通勤手当

認定経路の見直しについて確認!!

組合は、2月10日に「通勤手当における認定経路について」の事務折衝を行った。この課題は、先の市労連2015年賃金確定要求交渉において、市側から確定要求項目に対する回答において、「通勤手当における経路設定の基準の見直し」の提案が新たに提示されたもので、認定事務の効率化及び、職員の通勤実態との整合性を向上させる観点からの見直しとなっており、基準となる運賃から、2割増の範囲まで拡大されるものである。

市労連は「市側は、今回の見直しにより、多くの職員が認定対象となることを想定しているが、変更のためには、各個人が申請しなくてはならないことから、職員周知に関しては、十分な期間を保障し内容説明を行うよう求めておく」とし交渉を終えていたものである。

水労としては、今回の見直しによる水道局での影響(改善)度合いや、単組内でのこれまでの労使交渉経過との整合性を確認する必要がある事から事務折衝において、職場周知に先立ち確認作業を実施したものである。

当局からは、「本人が届出している経路とこれまでの基準により当局が認定していた経路が異なる割合はおよそ28.4%ほどであるが、新たな基準を適用することにより、その割合はおよそ2.8%ほどとなり、ほぼ、本人の届出経路どおりに認定されるようになると思われる。」と説明があり、組合としても大きな改善が見込める事を確認、制度見直しについて了解する事とし折衝を終えた。

【交渉要旨】

(当局)

- ただ今から「通勤手当における経路認定について」の事務折衝を始める。
- この件については、平成28年1月20日の市労連交渉の場において、通勤手当における経路認定の基準の見直しについて合意いただいた内容であるが、新たな認定基準を適用した場合の当局の状況について、確認したいということであったので、本日、この場を開催させていただいたものである。
- 当局の現状として、本人が届出している経路とこれまでの基準により当局が認定していた経路が異なる割合はおよそ28.4%ほどであるが、新たな基準を適用することにより、その割合はおよそ2.8%ほどとなり、ほぼ、本人の届出経路どおりに認定されるようになると思われる。

(労働組合)

- 今回の改正により、労働組合としても、本人の申請が認定される割合が大幅に増える改善が行われたと認識している。

その上で確認しておきたいことが一点ある。例えば、水道局では多くの事業所があり、浄水場のようにその敷地も広大な施設もあり、各事業所の中にも詰所が点在していたりする。最寄り駅の考え方など、これまで当局と確認してきた考え方というか運用について変更はないのか。

(当局)

- これまで労働組合と確認してきたそのあたりの考え方については、これまでどおりの運用を行っていくところ
(次頁に続く)

であるので変更はない。

(労働組合)

- この件については、2015年賃金確定要求の交渉の中で、先日、市労連として合意し、単組で確認を行わせていただいたものである。

本日確認させていただいた内容については、水道労働組合としても合意できるものとして、最終的な回答を行いたい。

(当局)

- 本日の交渉はこれで終了する。

【市労連交渉時に示された提案内容】

通勤手当における経路設定の基準の見直しについて

- ・ 現行基準については、経済性と合理性の両面を精査のうえ、より統一的な取り扱いとなるよう具体的な基準を策定し平成21年4月から運用しているところである。
- ・ 以降、認定事務の効率化及び職員の通勤実態との整合性の観点から検証をおこなってきたところであり、今般それぞれをより向上させる観点から次のとおり基準の一部を見直す。

1 改定内容

	現行	改定後
鉄道の経路	経由する路線数が最も少ない経路のうち、最も経済的な経路	最も経済的な経路
乗降車駅の設定		現行どおり
バスの経路	自宅の直近のバス停から接続する駅に至る経路	届出のバス停から接続する駅に至る経路
自転車等の経路		現行どおり
届出経路を認定する場合	上記の経路と比べて安価な場合	上記の経路と比べて次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none">・運賃が2割増の範囲内である場合・路線数が少ない場合

2 改定内容の詳細

- ・ 別紙のとおり

3 実施時期

平成28年4月1日以降に通勤手当の額を決定又は改定する要件に該当した場合

なお、平成29年4月1日の消費税率の引上げに伴い、交通機関の運賃改定が想定されることから、平成29年4月1日以降、概ね2年の間に通勤手当受給者全体の認定経路を見直す。

改定内容の詳細

※ 網掛けは現行基準から改定した部分

1 鉄道の経路

最も経済的（安価）な経路とする（以下「最安経路」）

※同額の経路が複数ある場合は、距離の短い経路（同距離の場合は所要時間の短い経路）とする

※5による届出経路を認定する場合がある

※鉄道の経路が1km未満である場合は認定しない

2 乗降車駅の設定

住居若しくは勤務場所からの距離に応じて、次のように設定する。

※5による届出経路を認定する場合がある

区分		乗降車駅
住居側	ア 徒歩 1km 未満の距離内に 1つの駅しかない場合	・その駅を乗降車駅とする。
	イ 徒歩 1km 未満の距離内に 複数の駅がある場合	・それらの駅と勤務場所側乗降車駅を結ぶ経路 を比較して決定する。ただし、そのうち同一路 線上にある駅については住居から最も近い駅 をその路線における乗降車駅とする。 ・なお、身体障害のため歩行が困難な職員は、 最も近い駅を乗降車駅とする。
	ウ 徒歩 1km 未満の距離内に 駅がない場合で、バスを利用しない場合	・最も近い駅を乗降車駅とする。
	エ 徒歩 1km 未満の距離内に 駅がない場合で、バスを利用する場合	・最も近い駅を乗降車駅とする。ただし、利用 するバス停から最も近い駅にバスが接続しな い場合は、3によりバスが接続する駅を乗降車 駅とする。
勤務場 所側	オ 徒歩 1km 未満の距離内に 1つの駅しかない場合	・その駅を乗降車駅とする。
	カ 徒歩 1km 未満の距離内に 複数の駅がある場合	・それらの駅と住居側乗降車駅を結ぶ経路を比 較して決定する。ただし、そのうち同一路線上 にある駅については勤務場所から最も近い駅 をその路線における乗降車駅とする。 ・なお、身体障害のため歩行が困難な職員は、 最も近い駅を乗降車駅とする。
	キ 徒歩 1km 未満の距離内に 駅がない場合でバスを利用 しない場合	・最も近い駅を乗降車駅とする。
	ク 徒歩 1km 未満の距離内に 駅がない場合でバスを利用 する場合	・最も近い駅を乗降車駅とする。ただし、最も 近い駅から勤務場所までを結ぶバス路線がな い場合は、3によりバスが接続する駅を乗降車 駅とする。

3 バスの経路

乗降車駅が住居若しくは勤務場所から徒歩 1km 以上で、かつ、職員からバス利用の届出がある場合は次のように認定する。なお、バス利用が認定される場合は、バス路線を含めた経路を最安経路とする。

※5による届出経路を認定する場合がある

※バスのダイヤが 1 時間に 4 本未満である場合は、路線なしとして取り扱う。ただし、本人届出による場合は、この限りではない

※バスの利用距離が 1km 未満である場合は認定しない

区分	バス路線
住居側	ア 届出のバス停から乗降車駅に向かうバス路線がある場合 ・当該バス路線を認定する。
	イ 届出のバス停から乗降車駅に向かうバス路線がない場合 ・職員の届出による駅（以下「届出駅」）に向かうバス路線を認定し、当該駅を住居側乗降車駅とする。ただし、届出駅に向かうまでに他の駅を経由する場合は、その駅までのバス路線を認定し、その駅を住居側乗降車駅とする。
勤務場所側	ウ 乗降車駅から勤務場所に向かうバス路線がある場合 ・当該バス路線を認定する。
	エ 乗降車駅から勤務場所に向かうバス路線がない場合 ・勤務場所ごとに設定しているバス路線を認定する。 ・設定以外のバス路線を利用する場合は、届出駅から勤務場所に向かうバス路線を認定し、当該駅を勤務場所側乗降車駅とする。ただし、勤務場所に向かうまでに他の駅を経由する場合は、その駅から勤務場所に向かうバス路線を認定し、その駅を勤務場所側乗降車駅とする。

4 自転車等の経路

住居若しくは勤務場所から乗降車駅までの距離区分に応じて認定する。なお、自転車等の利用が認定される場合は、自転車等の利用を含めた経路を最安経路とする。

※自転車等とは、自転車・原動機付自転車・自動車その他これらに類するもの

※認定にあたっては、別途条件がある

※住居から住居側乗降車駅までの利用距離と、勤務場所から勤務場所側乗降車駅までの利用距離は合算する

5 届出経路を認定する場合

ア 最安経路より安価若しくは同額である場合

イ 最安経路と比べて手当総額が 2 割増までの場合

※通勤時間が短縮されるなど合理的である場合

※最安経路の乗降車駅と同一路線上の駅は、1 駅後退の駅までに限る

ウ 最安経路と比べて路線数（バス路線を含む）が少なくなる場合

※経路比較をする駅を乗降車駅とする場合に限る。ただし、経路比較をする駅と同一路線上の駅（経路比較をする駅から後退する場合は 1 駅までに限る）については、経路比較をする駅とみなす

※路線の考え方については現行基準どおり

【事例 1】

	経由する路線数	6カ月定期代	備考
A	3 路線	3.0 万円	最安経路
B	2 路線	4.0 万円	ウにより認定可
C	3 路線	4.0 万円	認定不可

【事例 2】

	経由する路線数	6カ月定期代	備考
A	3 路線	5.5 万円	最安経路
B	2 路線	7.0 万円	ウにより認定可
C	3 路線	6.0 万円	イにより認定可

旅行区間に通勤定期利用区間が重複している場合の取扱いの変更について

【現行】

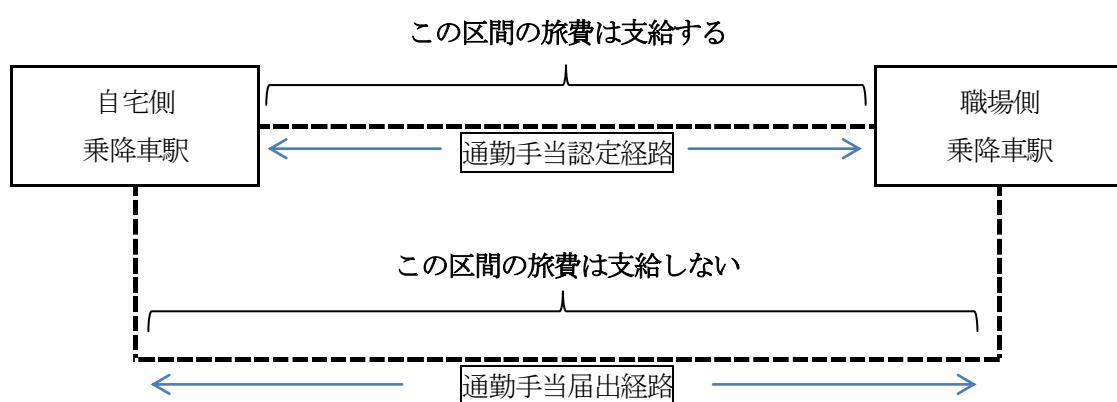
- 「通勤手当認定経路」にかかる旅費は支給しない。

【改定後】

- 「通勤手当認定経路」にかかる旅費は支給しない。
- ただし「通勤手当認定経路」と「通勤手当届出経路」が異なる場合は、「通勤手当届出経路」にかかる旅費は支給しない。(この場合「通勤手当認定経路」にかかる旅費は支給する)

※「通勤手当届出経路」とは、職員から届出のあった通勤の実情をいう。

(改正後のただし書きのイメージ図)



【実施年月日】

- 平成 28 年 4 月 1 日以降に出発する旅行から適用する